

第 21 回知的財産管理技能検定 3 級 解答と解説

【学科試験】

問 1

『特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。』と規定されています（特 48 条の 3 第 1 項）。

また、『出願審査の請求は、取り下げることができない。』と規定されています（特 48 条の 3 第 3 項）。

よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-10、演習問題 1-問 7 の解説参照

問 2

商標法には、更新登録の申請制度（商 20 条）及び登録異議の申立制度（商 43 条の 2）は設けられていますが、審査前置制度は設けられていません。

よって、ウが最も不適切。

審査前置制度は、特許法において設けられている制度です（特 162 条）。前置審査とは、拒絶査定後、それを不服として拒絶査定不服審判（特 121 条）が請求された場合において、審判請求と同時に明細書等の補正が行われたことを条件に、審判官による審理の前に、審査を担当した審査官がその補正の内容を見てもう一度審査する制度です。審査官は、審査段階で発明の内容をよく把握していますから、その補正によって特許可能か否か比較的容易に判断でき、迅速な処理が期待できるからです。その補正によって拒絶理由が解消している場合には「特許査定」（※審判請求後ですが、「特許審決」ではなく「特許査定」）が出されます。一方、その補正によっても拒絶理由が解消していないと判断したときは、審判に委ねられます。

【解答 ウ】 ※合格教本 4-4、4-5 参照

問 3

著作物とは、『思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。』と規定されています（著 2 条 1 項 1 号）。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-2 参照

問 4

著作権が侵害された場合には、著作権者は差止請求を行うことが可能です（著 112 条）。

なお、無効審判や意義申立といった制度は、権利を発生させる「登録（特許）」という手続に瑕疵がある場合などに、その登録（特許）を事後的に見直す制度です。無方式主義（著 17 条 2 項）を採用する著作権法においては、そもそも権利を発生させるための登録といった手続きが存在しません。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-1、6-22 参照

問 5

『著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。』と規定されています（著 59 条）。よって、アは不適切。

『著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。』と規定されています（著 51 条）。よってイは適切。

『第二十一条（※複製権）又は第二十三条第一項（※公衆送信権）に規定する権利を有する者（以下この章において「複製権等保有者」という。）は、その著作物について、…、出版権を設定することができる。』と規定されています（著 79 条）。通常の紙ベースの書籍に加えて、電子書籍の存在を考慮し、複製権者のみならず公衆送信権者にも出版権の設定が認められています。

【解答 ア】 ※合格教本 6-8、6-19 参照

問 6

『実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない。』と規定されています（実 29 条の 2）。

【解答 ア】 ※合格教本 2-1 参照

問 7

極端なものでない限り、「販売地域」や「販売期間」の制限は許されると考えられています。しかしながら、「販売価格」や「研究開発（改良発明）」の制限は、特許権の正当な権利行使を超えており、独占禁止法上の不公正な取引方法等に該当する可能性が高いと考えられます。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 9-1 参照

問 8

商標とは、『文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、業として商品又は役務（サービス）に使用されるもの』ですから（商 2 条 1 項柱書）、においては商標として保護されません。

よって、ウが最も不適切。

なお、平成 27 年 4 月 1 日から、音、色、動き、位置、ホログラムといった新しいタイプの商標が保護されるようになりましたが、この法改正後も「におい」は保護対象となっていません。よって、第 22 回検定試験以降も解答に変更はありません。

【解答 ウ】 ※合格教本 4-1 参照

問 9

特許出願人は、原則として特許査定謄本送達前であればいつでも明細書等の補正が可能ですが、拒絶理由が通知された場合には、その拒絶理由通知において指定された期間内のみ補正（手続補正書の提出）が可能となります。よって、アは適切。

また、特許出願の分割は、「明細書等について補正することができる」ときに可能とされています（特 44 条 1 項 1 号）。よって、ウは適切。

不服審判（拒絶査定不服審判）は、審査の最終的な判断である拒絶査定に納得できない場合に行う不服申立てであつて、拒絶理由通知に対して行うものではありません（特 121 条）。

よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-9、1-10 参照

問 10

アに記載されているような商標は、商標登録を受けることができません（商 4 条 1 項 10 号）。既に周知となっている他人の商標に類似する商標を、類似する商品（役務）に使用する行為は、需要者に出所混同を引き起こすと考えられているからです。

イ及びウは問題文記載の通りで正しい（商 3 条 1 項 1 号、商 4 条 1 項 7 号）。

【解答 ア】 ※合格教本 4-2、4-3 参照

問 11

実用新案の優先期間は 12 ヶ月ですが、意匠は 6 ヶ月となります（パリ 4 条 C (1)）。
イ及びウは問題文記載の通りで正しい（パリ 4 条 B）。
よって、アが最も不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 5-2 参照

問 12

著作権法第 30 条 1 項の規定（私的使用の為の複製）は、著作隣接権にも準用されているので（著 102 条）、著作隣接権も制限されることとなります。よって、アは適切。

著作権者自身が実演も行えば（例えばシンガーソングライター）、その者は著作権者であり実演家権者（著作隣接権者）となります。よって、イは不適切。

例えば、著作隣接権の一つである「レコード製作者の権利」は、音をレコードに最初に固定した者に対して発生しますが、その固定する音が、川のせせらぎや鳥のさえずりといった著作物に該当しない場合であっても発生します。よって、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-21 参照

問 13

『意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。』と規定されています（意 21 条）。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 3-8 参照

問 14

現在の我が国の特許法において、発明者となり得るのは所謂「自然人」のみと考えられています。よって、複数の者でも未成年であっても発明者になり得ますが、自然人でない「法人」は発明者になり得ません。

よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-7 参照

問 15

著作隣接権を有する者は、「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」の三者とされています（著 89 条）。よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-21 参照

問 16

『自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為』は著名表示冒用行為として不正競争行為に該当します（不2条1項2号）

即ち、実際に混同が生じていなくとも、また、同一のみならず類似の商品等表示を使用した場合でも、著名表示冒用行為に該当します。

よって、アが最も不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 7-2 参照

問 17

意匠法では「秘密意匠制度」は設けられていますが（意14条）、その他の制度は設けられていません。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 3-3、3-7 参照

問 18

TRIPS 協定では第3条において「内国民待遇」が、第4条において「最恵国待遇」が規定されており、「内国民待遇」についての規定が存在しないわけではありません。よって、ウが最も不適切。

アとイは問題文記載の通りで適切（TRIPS 協定第27条等）。

※個人的には3級試験には不適切なほど細かいレベルの問題であると考えます。

【解答 ウ】 ※合格教本 5-1 参照

問 19

「同一性保持権」は著作権法に規定される著作者人格権の一つですが、『著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。』と規定されています（著59条）。よって、ウが最も不適切。

「意匠登録を受ける権利」及び「公衆送信権」は一種の財産権であるため、譲渡可能です。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-8 参照

問 20

『同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の特許出願人のみはその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。』と規定されています（特 39 条 2 項）。よって、ア及びイは適切。

なお、公表時期が先後願の判断に影響を与えることはありません。

よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-6 参照

問 21

弁理士は単独で特許権のライセンス交渉を行うことができますが、自己が出願代理した特許権に限りません（弁 4 条 3 項 1 号）。

弁理士は、商標権についての売買契約の締結の代理も可能です（弁 4 条 3 項 1 号）。

『特許業務法人は、第四条第一項の業務を行うほか、定款で定めるところにより、同条第二項及び第三項の業務の全部又は一部を行うことができる。』と規定されています（弁 40 条）。即ち、特許業務法人は法人名義で出願の代理が可能です。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 10-1 参照

問 22

引用が認められるのは「公表された」著作物に限られます（著 32 条）。

公表された著作物を点字により複製することは視聴覚障害者のために許されています（著 37 条）。

ウに記載の条件を満たす場合には、著作権者の許諾がなくとも、音楽の著作物を公に演奏することができます。（著 38 条）。

よって、アが最も不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-13、6-14、6-15 参照

問 23

原則的には、特許出願の日から 1 年 6 月経過後に出願公開が行われますが（特 64 条 1 項）、出願公開の請求（特 64 条の 2）が行われた場合にはそれより早い段階で出願公開される場

合があります。よって、アは適切。

出願公開のタイミングと拒絶査定が確定するタイミングには何ら関連性がありません。なお、出願公開後に拒絶査定が確定することは珍しくありません。よって、イは不適切。

出願審査請求の有無に関わらず、特許出願の日から 1 年 6 月経過すれば出願公開されます (特 64 条 1 項)。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-10 参照

問 24

アは、問題文記載の通りで適切。

実演家には著作隣接権が認められますが、その中には人格的な権利 (氏名表示権 (著 90 条の 2)、同一性保持権 (著 90 条の 3)) が含まれています。なお、著作隣接権の中で人格権が認められているのは実演家のみとなっています。

実演家の著作隣接権は、実演を行った時に発生します (著 101 条 1 項 1 号)。

よって、ウが最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-21 参照

問 25

アは、問題文記載の通りで適切。

商標法において、商標権者に独占的な使用が認められているのは、同一の範囲のみであって、類似の範囲までの独占使用は認められておりません (商 25 条)。この点、類似範囲までの独占使用が認められている意匠権と異なります (意 23 条)。なお、類似範囲に関しては他人の使用を排除することができるので (商 37 条 1 号、2 号)、事実上の独占使用が確保されていると言うことはできます。よって、イは不適切。

所謂類似範囲の商標の使用は、侵害とみなされます (商 37 条 1 号、2 号)。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-6、4-8 参照

問 26

PCT を利用した場合でも、各国の審査は各国別に行われ、希望する 1 ヶ国で統一して行われるわけではありません。よって、アは不適切。

本来、保護を求める国毎にそれぞれ手続を行う必要がありますが、各国審査が開始されるまでの一定の手続きについては国際事務局に対する手続のみで足りることになります。そういった意味では、各締約国における手続が簡素化されます。よって、イは適切。

各締約国で登録された特許権については、締約国毎に維持管理する必要があり、一元管理できるわけではありません。この点、商標のマドプロ制度とは異なります。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 5-3 参照

問 27

失敗した実験データであっても、その情報があれば不要な実験をしなくて済むという点においては有用であり、営業秘密に該当し得ます。よって、アは不適切。

『この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。』と規定されています（不 2 条 6 項）。よって、イは不適切。

ウは、問題文記載の通りで適切。例えば、「新規な飲料の製造方法」は営業秘密になり得ると同時に、特許権として保護される場合も十分に考えられます。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-18、7-3 参照

問 28

著作物の複製物を貸与されたとしても、貸与権（著 26 条の 3）は消尽しないため、更に他人に貸与するには著作権者から許諾を得る必要があります。よって、アは不適切。

著作権者は譲渡権（著 26 条の 2）を有しますが、適法に譲渡された後は、その物（ここでは絵画の原作品）についての譲渡権は消尽し（著 26 条の 2 第 2 項 1 号）、著作権者の許諾を得なくとも第三者に譲渡することが可能です。よって、イは適切。

著作物の複製物を購入したとしても、口述権（著 24 条）について別途許諾を得ていない限り、無断で口述すれば侵害となります。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-11 参照

問 29

登録品種の種苗を業として譲渡等する場合には、その登録品種の名称を（そのまま）使用しなければならぬのであって（種 22 条）、無断で使用した場合に育成者権の侵害となるものではありません。よって、アは不適切。

所謂「農家の自家使用」には、育成者権の効力は及びません（種 21 条 2 項）。よって、イは適切。

ウは、問題文記載の通りで適切（種 20 条）。

【解答 ア】 ※合格教本 8-1 参照

問 30

『著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。』と規定されています（著 51 条 2 項）。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-19 参照

【実技試験】

問 1

理由群Ⅰのアの記載内容の通りであるため、特許出願 P は拒絶される。

【解答 ×】 ※合格教本 1-4 参照

問 2

特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明は特許を受けることができません（特 29 条 1 項 3 号）。たとえそれがロシア語で掲載されていたとしても、公衆に利用可能となったことには変わりなく、新規性は喪失します。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-4 参照

問 3

理由群Ⅱのウの記載内容の通りであるため、特許出願 P は拒絶される。

【解答 ×】 ※合格教本 1-6 参照

問 4

同一の発明について異なつた日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみはその発明について特許を受けることができます（特 39 条 1 項）。また、特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは先願の地位はなくなりますが（特 39 条 5 項）、特許出願 Q については、問題文より早期審査を経て登録されているので、先願の地位は残ります。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-6 参照

問 5

理由群Ⅲのイの記載内容の通りであるため、特許出願 P は拒絶される。

【解答 ×】 ※合格教本 1-4 参照

問 6

新規性を有するか否かの判断は、「特許出願前」と規定されており（特 29 条 1 項各号）、特許出願のまさにその瞬間を基準に判断されます。即ち、時・分まで問題となります。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-4 参照

問 7

理由群Ⅳのウの記載内容の通りであるため、発言 1 は不適切。

【解答 ×】 ※合格教本 6-4 参照

問 8

編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護されます（著 12 条）。乙、丙、丁が国毎に執筆を担当しているので、この部分だけをみれば乙、丙、丁 3 人の許諾のみで足りると考えてしまいますが、戊が見やすく工夫して編集しているため、コンテンツ A 全体として見ると戊が加えた創作性が発揮されており、戊は編集著作物の著作者ということができません。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-4 参照

問 9

理由群Ⅳのウの記載内容の通りであるため、発言 2 は適切。

【解答 ○】 ※合格教本 6-4、6-11 参照

問 10

『二次的著作物の原著物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類を専有する。』と規定されています（著 28 条）。即ち、二次的著作物を利用する場合には、元となった原著物の著作権者（小説家）の許諾も必要となります。

【解答 エ】 ※合格教本 6-4、6-11 参照

問 11

理由群Ⅳのイの記載内容の通りであるため、発言 3 は適切。

【解答 ○】 ※合格教本 6-4 参照

問 12

二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものは共同著作物とされています（著 2 条 1 項 12 号）。本問のように、二人の作曲家がアイデアを出しながら協力して創作した楽曲は、通常、個々人の寄与を分離して利用できないため共同著作物と考えるのが妥当です。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-4 参照

問 13

意匠法には「出願公開制度」は存在しません。よって、アは不適切。

意匠法には「出願審査請求制度」は存在せず、出願すれば自動的に審査が開始されます。よって、イは不適切。

意匠に係る物品の形状等がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状等について一の願書で意匠登録を受けることは可能です（意 6 条 4 項）。よって、ウは最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 3-3 参照

問 14

イに記載の通りです。特許独立の原則（パリ 4 条の 2）により、たとえ第一国（中国）で拒絶されたとしても、そのことによって第二国（日本）の特許が自動的に拒絶されたり無効となることはありません。

但し、拒絶された理由が「新規性なし」といった場合には、我が国においても同様の理由で拒絶される可能性が高いので、第一国（中国）での拒絶理由の内容を十分に検討してから審査請求を行うのが、無駄な費用を使わないといった観点からも有益です。

【解答 イ】 ※合格教本 5-2 参照

問 15

営利を目的としない上演等には著作権の効力が及ばないので（著 38 条）、著作権者の許

諾は不要ですが、たとえ学園祭であっても入場料を徴収している時点で営利目的となってしまう著作権者の許諾が必要となります。

『美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。』と規定されています（著 45 条）。問題文からは購入した絵画が「原作品」であるか否かは不明ですが、アの行為が明らかに著作権者の許諾が必要な行為であるため、相対的に考えるしかありません。

「憲法その他の法令」は権利の目的となりません（著 13 条）。即ち、丸ごとコピーしたとしても、著作権者の許諾は不要です。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-7、6-15、6-16 参照

問 16

意匠登録出願の分割は、二以上の意匠が含まれている場合に行う手続ですから、本問の場合に行うべき手続きとは言えません。

また、不服審判は、審査官の最終判断である拒絶査定に対して行う手続であり、拒絶理由が通知された段階で行う手続きではありません。

問題文の状況においては、意見書により反論（類似しないという主張）を行うのが最も適切です。

【解答 ウ】 ※合格教本 3-3 参照

問 17

絵画を見た感想をブログに書いたとしても、それによって複製等しているわけではありませんから、著作権法上は特に問題となりません。但し、感想に加えて撮影した絵の写真などを掲載する場合には、複製権や公衆送信権が問題となる可能性があります。

私的使用の範囲で利用する場合であっても、違法にインターネット上にアップロードされた著作物と知りながらダウンロードする行為は著作権侵害となります（著 30 条 1 項 3 号）。

『プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。』と規定されています（著 47 条の 3）。バックアップ目的の複製は、ここでいう「必要と認められる限度」に該当すると考えられています。

よって、イの行為が最も著作権を侵害する可能性が高い。

【解答 イ】 ※合格教本 6-12、6-17 参照

問 18

特許法で保護される「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものと規定されています（特 2 条 1 項）。

「野球のバッティング方法」は、特定の個人だけが実現できる特殊な能力であって、技術的思想に該当しません。よって、「発明」ではありません。

また、「コンピュータ言語」自体は人為的な取決めであって、自然法則を利用するものではありません。よって「発明」ではありません。

一方、「デジタルカメラのデータの記録方法」は、特定の方法でデータを記録することによって、例えば効率よく短時間でデータを記録できるといった技術ですから、法上の「発明」に該当し得ます。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-2 参照

問 19

各国への移行手続（翻訳文の提出等）は、各国に対して行うものなので、国際事務局に対して行う必要はありません。よって、アは適切。

イは、問題文記載の通りで適切。早期の国際公開を請求することも可能です（PCT21 条 (2)(b)）。

国際調査は、請求によって行われるものではなく、出願されると自動的に行われます（PCT15 条）。よって、ウは最も不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 5-3 参照

問 20

商標法における先使用权（商 32 条）は、出願前から使用（テスト販売）しているのみでは足りず、その使用によって、使用していた商標が X 社のものとして周知となっていることが必要です。よって、アは最も不適切。

商標権の効力は、指定商品（役務）が同一又は類似の範囲までしか及びません（商 25 条、商 37 条 1 号）。よって、イは適切。

登録後、連続して三年以上日本国内で使用されていない商標は、不使用取消審判（商 50 条）の対象となります。よって、ウは適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-3、4-7、4-8 参照

問 21

著作者人格権は譲渡することができません（著 59 条）。よって、アは最も不適切。このような場合、著作者人格権については「権利不行使」の条項を加えた契約を交わすのが望ましい。

イ及びウは問題文記載の通りで適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-5、6-6、6-8 参照

問 22

品種登録を受けるための願書は、農林水産大臣に対して行います（種 5 条）。よって、アは不適切。

出願日から 1 年遡った日より前に譲渡されていなければ、品種登録を受けることができます。よって、イが最も適切。

種苗法においては、拒絶査定不服審判という制度自体が存在しません。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 8-1 参照

問 23

『商標権の移転は、その指定商品又は指定役務が二以上あるときは、指定商品又は指定役務ごとに分割してすることができる。』と規定されています（商 24 条の 2）。即ち、指定商品（役務）を分けて移転することはできますが、商標自体を分けて（文字と記号に分けて）移転することはできません。よって、アは不適切、ウは最も適切。

商標権が共有に係る場合には、他の共有者の同意を得なければ、その商標権について他人に通常使用権を許諾することはできません（商 35 条で準用する特 73 条）。よって、イは不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本参照箇所なし

問 24

『著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。』と規定されています（著 51 条 2 項）。

また、著作者の死後五十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日の属する年の翌年から起算するので（著 57 条）、2013 年 1 月 1 日から起算して 50 年、即ち、「2062

年 12 月 31 日」が絵画 A の著作権の存続期間の満了日となります。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-19 参照

問 25

無償での配布であっても「譲渡」していることに変わりなく、他人の特許権を無断で実施することになり侵害となります（特 2 条 3 項）。

展示する行為は「販売の申出」に該当し実施行為に該当します（特 2 条 3 項）。

製造行為は実施行為に該当しますが、『特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。』と規定されており（特 69 条 1 項）侵害となりません。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-14 参照

問 26

『専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。』と規定されています（意 27 条 2 項）。よって、たとえ意匠権者であっても類似する意匠を実施すれば侵害を構成します。よって、イが最も不適切。

なお、通常実施権は他人の実施を排除することはできないので、通常実施権許諾後であっても意匠権者は実施可能であって、更に他人に重ねて通常実施権を許諾することも可能です。よって、アとウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-15 参照

問 27

$$15000 + 118000 + (4000 \times 6) = 157000 \text{ 円}$$

【解答 157000 円】 ※合格教本参照箇所なし

問 28

商標が発揮する最も根幹となる機能は、自己の商品（役務）と他人の商品（役務）を区別し得る「自他商品等識別力」です。この機能があるからこそ、出所表示機能、品質保証機能、宣伝広告機能といった各種機能が発揮されるのです。

【解答 識別力】 ※合格教本 4-1、4-2 参照

問 29

商標法は、形式的に「商標（文字や図形など）」を保護することによって、その商標が使用されることによってその商標に蓄積する「業務上の信用」を本質的に保護せんとしています。

【解答 業務上の信用】 ※合格教本 4-1、4-2 参照

問 30

我が国の商標法においては、商標権を付与する条件として「実際に商標を使用していること」までは求めていません。しかしながら、少なくとも将来使用する意思は必要とされています（商 3 条 1 項柱書）

【解答 少なくとも使用する意思を有する】 ※合格教本 4-2 参照